

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和7年3月24日（月）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・行政職員の県立学校長への登用について
- ・本よもうねっとプランー第五次三重県子ども読書活動推進計画ーを策定しました

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・行政職員の県立学校長への登用について
- ・教育委員会定例会の陳情について

発表項目

○ 教職員の懲戒処分について

本日、教職員の懲戒処分を2件行いました。児童生徒への性暴力により、免職処分とした案件が1件。不適切な事務処理により、減給処分とした案件が1件でございます。教職員があってはならない事案を引き起こし、子どもたち、保護者、県民の皆様の公教育に対する信頼を大きく損なうことになりましたことを深く受けとめています。県教育委員会を代表して、深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日3月24日です。

処分の1件目ですけれども、桑員地区の県立高等学校教諭、男性32歳を免職としました。この者は令和6年11月下旬頃、校内にて同校の女子生徒1名と2人きりになった際、自分に近づくよう指示し、その生徒が教諭の30cm程度手前で立ち止まったため、自ら近づき、自分の左半身を生徒の右半身に3分間程度押し当てました。また11月30日には、やはり校内にて、同じ生徒と2人きりになった際、1回当たり10分間程度、計3回抱きしめるとともに、抱きかかえたまま仰向けに寝かせ、体の上に10分間程度密着した状態で覆いかぶさるといふ行為をしました。さらに、令和7年1月9日には、やはり同様の状況で、同じ生徒を1回当たり5分間程度、計3回抱きしめました。なお、管理監督責任として同校長に対しまして、文書訓告の措置を行いました。少し追加で説明させていただきます。懲戒処分の公表に当たりましては、一般的に被処分者の学校名をお示しすることとしています。しかし、この事案につきましては、保護者から被害生徒の特定につながるような公表は避けてほしいとの強い要望が出されています。このため、被害生徒への配慮を最優先に考えまして、学校名は伏せさせていただきます。地区のみの表示とさせていただくとともに、被害生徒に関

する情報についても、学年などは伏せさせていただくこととしております。どうかご理解をお願いします。なお、若干補足させていただきますと、この教諭と生徒は部活動の顧問と部員の関係です。何の部活動かは、生徒の特定につながる可能性がありますので、伏せさせていただきます。また今回の件が発覚したきっかけですけれども、被害生徒から相談された友人が、この教諭の言動について別の教諭に相談をしまして、その相談を受けた教諭が校長に報告したということによるものです。

続いて処分2件目でございます。四日市四郷高等学校主幹、男性60歳を減給10分の1、1月としました。この者は、令和5年4月、前任校の桑名北高等学校において、授業料を徴収しなければならない生徒2名について、まず誤って徴収しないものとして処理しました。またその後、8月末に高等学校等就学支援金の支給者が決定される機会というのがありますが、この支援金は授業料相当額を支援する国の制度ですので、この機会に授業料を徴収する必要性が判明するわけです。それにもかかわらず、遑って、授業料を徴収することを怠りまして、合計で79,200円の授業料が未徴収となる事態を招きました。さらには、令和6年3月12日、徴収すべき金額を認識しないまま、事務長の決裁を受けることなく、79,200円の減額調定を行いました。なお、未徴収であった授業料についてはその後、生徒2名から全額納付されています。また管理監督責任として、令和5年度当時の桑名北高等学校事務長に対し、文書訓告の措置を行いました。

今後の対応ですが、児童生徒への性暴力等については、被害児童生徒の心に一生の傷を負わせるものであり、絶対に許されるものではないこと、また、児童生徒の性的羞恥心を害する等の行為は、同意の有無にかかわらず、児童生徒への性暴力等に該当し、厳罰の対象となることを改めて周知徹底しまして、教職員による児童生徒への性暴力等の根絶を図ります。不適切な事務処理につきましては、今年度同様の事案が相次いで発生していることをふまえて、県立学校長会議や県立事務長会議において、適切な事務処理について周知徹底するとともに、チェックリストやコンプライアンス・ミーティングの研修資料を活用しまして、事務処理誤りの再発防止を図ってまいります。

○ 行政職員の県立学校長への登用について

このたびの人事異動において、県立学校長に行政職員1名を登用する予定ですので、本日発表させていただきます。なぜこのような人事異動を行うかですが、行政部門の目的志向、成果志向、顧客志向の組織運営は、学校にも共通しておりまして、そのマネジメント手法の利点を学校に取り入れることは、教員籍の校長のマネジメントに対しても好影響が期待できるというのが1つです。また、行政職員が学校運営を経験することによって、今後の教育行政に還元することが期待できるということがもう1つございます。なおこれまで、4名の行政職員を県立学校長として任用したことがありまして、今回は、通算5人目ということで、10年ぶりの登用になります。これまでの登用年度、配置校及び登用時年齢は、配付資料に記載のとおりです。この③に記載されているのは、実は私自身ということになります。配置

校については、県全体の状況を鑑み決定しますとありますけれども、誰がどこの高校に配置となるかは、明日の人事異動の提供資料にて確認いただければと思います。

○ 本よもうねっとプラン―第五次三重県子ども読書活動推進計画―を策定しました

県教育委員会では、現行の第四次三重県子ども読書活動推進計画が令和6年度で終了しますので、次の5年間の三重県における読書活動の取組内容を示す計画として、本よもうねっとプラン、第五次三重県子ども読書活動推進計画を策定しました。この計画は、国の法律の規定を受けた都道府県の計画で、対象となる期間は令和7年度から令和11年度までの5年間となります。プランの内容は配付資料のとおりです。資料の5、プランの特徴のところに、このプランの特徴を記載しておりまして、1つは、企業等による社会貢献活動の1つとして、子どもの読書活動支援を応援していただくことを期待し、家庭、地域、学校等に加え、企業等における読書活動の推進について新たに記載しています。また、読書活動を推進する多様な主体がつながることで、連携協働したさまざまな取組が展開されるよう、昨年10月に発足した本よもうねっとみえの拡大についても記載しています。

発表項目に関する質疑

○ 教職員の懲戒処分について

(質) まず、最初の発表からですが、年齢が書いてありますけれども、これ新聞だと明日付けになるので。

(答) 明日になっても年齢が変わりはありません。

(質) 変わらないと。あと桑員地区とありますが、これは桑名、木曾岬、東員、いなべのどこかという。

(答) そうですね。高校でいうと、5校あります。桑名高校、桑名北高校、桑名工業高校、桑名西高校、いなべ総合学園高校の5校のどこかということになります。

(質) それと、この最初の(1)で、なにか2人きりになることがやたら多いような気がするのですが、これは狙ってやっていたということ。

(答) 徐々に好意をいただくようになったと、教諭は供述しておりますので、おそらくそのように仕向けたのではないかというふうに思われます。

(質) 徐々に好意を。あと、他にもやったとかそういうことはない。

(答) それはありません。

(質) (1)の免職になった教員の件なのですが、これ校内というのは、場所としてはもうちょっと細かくは言えないのですかね。

(答) では、部活動で使用される部屋と言わせていただきます。

(質) 部室とかいう。

(答) そういうことですね。

(質) でいいですか。部室で2人きりになったときに、こういうことに及んでいると。

- (答 教職員課) そうですね。部活動で使用している部屋ということで。
- (答) 部活動で使用する部屋というのは、部室だけとは限りませんので。部活動で使用される部屋というふうにご理解ください。
- (質) なるほど。部室だと、またちょっと表現が違う。
- (答) ちょっと違いますね。
- (質) 今回のこの免職の事案というのは、何かこう、刑事事件になっていたりはないのですか。
- (答) していません。被害者側が、被害届を出しておりません。
- (質) 被害届を出していないと。教諭の方は、動機のあたりで何かしゃべっていたりするのですか。
- (答 教職員課) 教諭の方は、先ほど生徒に対して徐々に好意を抱くようになったということで、生徒に触れたいという思いから、このような行為に至ったと言っています。
- (質) すみません。あと細かいところで1個確認なのですが、11月30日の話で、1回あたり10分間程度、計3回、計30分間にわたり抱きしめたということで大丈夫ですか。
- (答) そうです。
- (質) これ、部活動の時間中という認識でいいですか。
- (答 教職員課) そうですね。部活動の時間中というと、他の部員もいますので、基本的には、その生徒と2人になる状況ということですね。その時間が部活動と捉えられるかどうかは、なかなか判断が難しいところなのですが、多くの者がいるという状況ではありませんので、活動が終了して2人になった場面とか、生徒をその部屋に呼び出して、2人になった場面とか、そういったところですね。
- (質) 部活の最中に、連れ出すとか呼び出すという形もあったのですか。
- (答 教職員課) 部活の最中ということは、この事案ではなくて、部活動が終わってから2人になるということはありません。
- (質) 部活の後に2人きりになっているという。あとちょっと細かいところですけど、11月30日のところで、抱きかかえたまま仰向けに寝かせとあるのですが、これは仰向けに寝かせたのは、例えば床だとか机の上だとかというのだとか何か、そのあたりは。
- (答 教職員課) 床になります。
- (質) これ、3回抱きしめるうちの1回、そういう形になったということですね。
- (答 教職員課) それは最後に、3回の最後のところで、次の行為に移っています。
- (質) 抱きしめたのは、結局この11月30日の3回と、1月9日の3回、計6回でいいのですか。
- (答 教職員課) はい。
- (質) これより、この11月下旬の一番最初の3分間。その体を押し当てるという行為以前は何もそういったことはなかった。

(答) そうですね、体に触れ、頭に触れたり、そういう接触はあったようですけども。ここに書いてあるような、そういう事案は、それより以前は起こっていないです。

(質) 頭に触れてる。

(答) 体の接触で、頭に触れたり、体に触れたりというような、ちょっとした接触はあったようですけども。

(質) それはいつ頃から。

(答 教職員課) 令和5年の11月以降です。

(質) 令和5年。1年近くそういうこう、軽いと言ったらあれですけど接触があつて。去年の11月に、体を押し当てるような、エスカレートしていったという。

(答) そうですね。

(質) これ発覚したのが、相談があつたというふうなのですか。

(答) その1月以降ですね。1月9日の事案以降です。

(質) それで今回こういう被害がありましたけども、他の生徒にも手を出していたとか、こういう行為というのは認知していますか。

(答) それは我々も確認していますけれども、ありません。

(質) 心に傷を負わせてしまいというふうにありますけれども。何かその学校を休んだとか、その後部活を休んだとか。

(答) この生徒はその後、学校を休んでいません。ずっと出席しております。

(質) 今後の対応のところで、同意の有無にかかわらずというところがあるのですけども、今回の教諭というのは、同意があつたという認識でいたのかどうかというのは。

(答) 同意があつたというよりは、生徒が先生を一定尊敬していた、信頼を寄せていたという状況で、同意があつたという状況ではありません。先生側から見ると、あたかも何かこう、そういう意識で生徒がいるかのように、勘違いしてしまうことがあるのですけれども、今回そういうことはございません。この同意の有無にかかわらずというふうに書いたのは、同意しているから大丈夫だというような意識で、近づくようなことが間々ある可能性がありますので、たとえ相手が同意していたとしても、それはだめですよということをしっかりと生徒に伝える必要があり、あえて書かせていただいています。

(質) すみません、ちょっと細かいところで。このわいせつ事案は、全部部活動後という認識でいいですか。

(答 教職員課) 先ほどもお伝えしたように、部活動の時間ではなくて、この生徒を呼び出して、2人きりになっているということもありますので、すべてが部活動後、というわけではございません。

(質) 11月30日の事案についてはどうですか。

(答 教職員課) 11月30日の事案については、これは部活動終了後に2人になっています。もう少し付け加えさせていただきますと、この11月の下旬頃と11月30日は部活動終了後ですが、1月9日については、当該生徒を呼び出しています。要は、部活動ではな

くて、その生徒だけ呼んで、2人になっているという状況です。

(質) ここで呼び出して2人きりになっていると。これ呼び出し方法とかは、どのような形で伝えているのですか。生徒に対して。

(答 教職員課) 呼び出し方法は、詳細に把握はできていませんが、恐らく直接声をかけて、放課後どこどこに、来るようにというような形で連絡をしていたというふうに、こちらは捉えています。ちょっと正確ではないです。申し訳ございません。

(質) 今年の1月の話は部活の時間ではないという話だったと思うのですが、場所は部活で使用する部屋に呼び出して、部活ではない時に呼び出しているという認識でいいですか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 放課後どこどこに来るようにとおっしゃったので、つまり放課後ということですか。

(答 教職員課) その放課後というのは言い間違えで、時間については申し訳ないですが、放課後だったのか休み時間だったのかというところまではこちらとしては把握できていません。

(質) 左半身と右半身とありますが、上半身なのか下半身なのかどっちですか。

(答 教職員課) 左脇腹あたりから左太ももあたりというふうに確認できています。

(質) 教諭の脇腹。自分はだから脇腹あたりを。

(答 教職員課) 脇腹あたりから太ももあたりです。

(質) 生徒さんは。

(答 教職員課) 同じです。

(質) 生徒さんも脇腹あたり。

(答 教職員課) はい。

(質) 向かい合っているのですか。

(答 教職員課) 左と右ですので若干こう、こんな感じで。

(質) 向かい合う感じで。

(答 教職員課) 向かい合うとこっちもぶつかるのですが、こっちだけ当たっているという状況です。

(質) 呼び出し方法が定かではないというふうにさっきおっしゃっていたと思うのですが、何か個人的にその生徒さんとSNSで連絡を取っていたりとかそのあたりは。

(答) こちらの把握している範囲では、SNSでのやりとりはないです。

(質) LINEも含めてという理解で。

(答) そうですね。

(質) 生徒に対するセクハラアンケートというのがあったと思うのですが、それには入っていないのですか。

(答) セクハラアンケートには、これは書いていなかったようです。

(質) さっきのその好意を抱くようになったとか、触れたいと思うようになったという話は、

教育委員会に対して言っているのか、学校の聴き取りに言っているのか。

(答) こちらが聴き取っていますのでそれを。

(質) 教育委員会へ。

(答) はい。

(質) 減給処分の方ですが、あえて懲戒処分にしたというのは、やはり授業料の徴収を誤ったということ、それもさることながらですけど、その後、簡単に言うとこれ徴収せずに放置していた、しばらく怠っていたということですね。それからあとは事務長の決裁を受けずに自分で対処しようとした。ここを含めた上での。

(答) 合わせ技ですね。そもそも授業料徴収を忘れていたというのも重大な過失ですし、それを徴収することなく減額の調定を、事務決裁を受けずに行ってしまっていますので、二重のミスだというふうに考えております。

(質) そうしますと先ほどの再発防止策の方なのですが、校長会、事務長会議などで適切な事務処理を周知するということでしたけど、どちらかという間違わないようにというよりかは、間違った時にしっかり報告するとか対処するという方ではないかなと思うのですが、そこらはいかがされるおつもりか。

(答) やっぱり徴収漏れになってしまうというのは、一定の確認ミスとか、それは理由があるはずですので、そういうものがないようにチェックリストを作ったりしようという動きを我々は今しています。今年何件か授業料関係のミスがありましたので、これはやっぱり教育委員会として、通知だけしていて、ミスが起これないような手だてを今まで講じていなかったこともあります。それを行うようにしていこうということで、皆で話し合っ、学校の事務長も入ってチェックリストを作って、それを活用しようとしているところです。ただし、今回、高校の授業料無償化という動きが国の方で起こってまいりましたので、来年度以降かなり事務手続きが変わってしまう可能性があるので、今せっかく作ったチェックリストですけれども、このチェックリスト自体をまた見直す必要が出てきています。このチェックリストをどこまで活用できるのかというふうにちょうど考えているところです。いずれにしてもそういう仕組みは作っていこうと思っています。

(質) チェックリストを作っても、放置したりとか決裁を経ずにということは、しようと思えばリスト持っててもできてしまうと思うのですが、そこはどうですかね。

(答) 決裁を経ずにというのはもう言語道断で、チェックリストの範疇とは違いますので、こういうところはコンプライアンス意識をしっかりと徹底していかなければならない部分ではあるかと思えます。

(質) 発覚の経緯ですけど、やっぱり他校で同様の事案があったので調べている中でわかったということですか。

(答) そのとおりです。今年授業料の徴収ミスが発見されたときに、他の学校では同じよう

なことがないのかということで、過去5年に遡ってチェックさせていた時に、当時起こった徴収ミスとは別の案件で、これは見つかったというものです。

(質) あと徴収を怠った理由、しばらく誤っていたのに怠った結果、79,200円の未徴収が発生したということですよ。その理由はなんて言っていますか。

(答) この学校では、お姉さん、お兄さんが一緒に在学している生徒は、PTA会費を取らないというふうに決めている学校でして、その時に、PTA会費は取らないという情報を入力する時に、授業料まで取らないと誤って入力してしまったようです。ですからこの生徒、実際に授業料が必要だったのに、授業料を取らないという設定にしてしまったために、まず授業料の未徴収が発生しています。きっかけはそれです。

(質) 8月末の時点で必要性が判明したにもかかわらずと書いてあるけれども、この主幹は必要性を把握していなかったということですか。

(答) ややこしいのですが、2名のうち1名は授業料を徴収する必要がない人で、もう1人は徴収する必要がある人なのです。それでも4月、5月、6月は徴収する必要があるので、2人とも、この3月間は徴収する必要がありました。8月の時点で、片方の人は徴収する必要がないことがわかっているので、その後は取らなくていいのですが、もう1人の人は取る必要がありました。7月から取る必要があったのですが、それを手続きせずに9月から取り始めたということです。

(質) いずれにせよ徴収する必要は1人に対してあったということだけど、遡ってということをしなかった。

(答) そうです。

(質) 遡る必要はないと思っていた。簡単に言うと。

(答) いや、その理由はよくわかりませんが、遡ることをしていなかったようです。

(質) 決裁を経ずに、自分で調定をしてしまった理由は何て言っていますか。

(答) それが、自分ではどうしてこんなことをしてしまったのかわからないという供述になります。

(質) 自分以外がわからなかったら他の人もわかるわけがないと思うのですが、例えばですけど、決裁は必要がないと思っていたと言っているのか、決裁は必要とわかっていたけれども違う理由で取らなかったのか。

(答 教職員課) この主幹は、自分は起案をしたという記憶をしているということなのですが、事務長等の他の職員に確認すると、そのような書類は見えない、当然決裁をしていないと。もうその真実はよくわからないのですが、ただ事実として、起案の文書もありませんので、そういう事実のもとで自分が起案をせずに決裁を受けることなくしたということの事実は認めました。なので、そこはちょっと本人の記憶が定かでないのです。物的証拠が現時点ではないということで、決裁を受けていないということは間違いないかなというような認め方です。

(質) この部分がある意味では、他の事務処理ミスと違って、今回懲戒処分にするか否かと

いうところの、大きな基準なのかなと思うわけですね。そこについての事実関係は。

(答) 我々が把握しようとして、精いっぱい把握した結果がこの状況です。本人が、そのときのことを正確に記憶していない部分があって、どれだけ問い詰めてもそのときどうして減額調定を行ったのかはわからないと言っていて、そこは判然としません。ただ、決裁を経ずに、間違った減額調定をしておりますので、そこを重く見て、減給処分にしています。

○ 行政職員の県立学校長への登用について

(質) 異動リストをいただける感じですが、それとは別に、県職員の誰がどこの学校長になるというようなくだりがあるという理解でよろしいですか。

(答) いえ。校長になった人の前歴を見たら、1人学校に関係ないところから来ている人がいるので、そこからわかっています。

(質) それを見たらわかるという仕組みですね。

(答) はい。行政部門の何々部何々長みたいな人がいますので。

(質) つまり職歴の最後のところを見たらわかるということですね。

(答) そうですね。前歴の部分ですね。もしもわからなければ、ご質問していただければ。

(質) これは県の行政職員ということでしょうか。

(答) そうです。

(質) 課長級であるとか、階級も言えませんか。

(答) 今日のところは伏せております。すみません。

(質) 判断面で、いろいろなことが期待できるということは、おっしゃっていただきましたけど、なぜこの時期なのか。また、教育長は、亀山高校でしたっけ。

(答) はい。

(質) その経験がふまえてということになるのですかね。

(答) 私自身は、これが復活したことは歓迎してしまして、自分自身が今教育長をしていますが、学校現場を経験しているから、いろいろな判断で役に立ったことというのは多くございまして、経験していてよかったなと思うことが多いですので、今後、教育行政に携わってもらおうとすれば、こういう経験をしてもらおうというのは非常に重要なことだと思っています。

(質) あと、教育現場からの反応ですが、そういった行政職員の校長になるということに対して、例えば、反発のようなものがあるのか、教育現場も歓迎していただいているのか、そこら辺の感触はいかがですか。

(答) 事前にいろいろ聞いてみましたが、大きな反感みたいなものはないです。おそらく、例えば個人的には1つのポストが行政に取られるとか、そう思っている人はいらっしゃるかもしれませんが、大きなそういう反対みたいなものは受けていません。

(質) 当時、亀山高校で勤務されて、行政職員が県立学校の校長として任用されたという中

で、学びになったこととか、何かそういったご経験はありますか。

(答) それは、しゃべり出したら、5分や10分ぐらいでは語れないです。文化も全然違う世界なので、いろいろと学ぶことが多いです。例えば、1つ例を挙げると、県庁は大体上意下達で、上が言ったことは全部下の者がすぐするというところがあります。学校はフラットな組織ですので、上が言ったら必ず下が聞くみたいなものではなくて、どちらかという信頼によるマネジメントであり、一定の信頼関係がないとなかなか動かないところもあるので、人間関係づくりが非常に重要だというのは、行って見てよくわかりましたね。もう1つ言うと、我々が思っているよりも、現場の教員さんはものすごく頑張っています。こちらから見ていると、暗いニュースばかりがありますので、意外に低く評価しがちですけども、実際に行ってみると、すごく現場では一生懸命にやっているというのがわかります。

(質) 人選は、どういった職員がほしいというのを、教育長から個人指名で。

(答) 詳しくは言いませんけれども、個人的にこの人でとって、我々がピックアップしたというわけではないです。

(質) 例えば将来的には、教育長への登用というところも視野にあるということですか。

(答) それは我々が登用するわけではないので、そういうふうにしていくというのはある意味いいことかなとは思いますが、今回行く人がそうなるかどうかはわかりません。

(質) 教育長自身の任命権は知事側ですか。

(答) 教育長の任命権限は知事です。

(質) 行政職を校長として任命するというのは教育委員会の判断でできるということ。

(答) そうです。

その他の項目に関する質疑

○ 教育委員会定例会の陳情について

(質) 前回定例会の審議結果を見たら、陳情に県立高校の不適切発言だとかがあるんですけど、これはどういう陳情なのか。

(答) ある懲戒がらみの案件の、情報発信元を漏らした、漏らさないというような陳情でございました。議会に出されていたものと一緒の内容で、1人の教職員がその情報を漏らしていたのではないかと、なのでそれを調査してくださいというような陳情だったかと思えます。

以上、16時38分終了